

行政改革推進本部専門調査会（第15回）議事概要

1 日時

平成19年10月19日（金）9：00～10：30

2 場所

総理官邸4階大会議室

3 出席者

（委員（敬称略））

佐々木毅（座長）、清家篤（座長代理）、朝倉敏夫、稲継裕昭、薄井信明、内海房子、岡部謙治、小幡純子、加藤丈夫、川戸恵子、古賀伸明、田島優子、西尾勝、西村健一郎、松本英昭、丸山建藏

（政府）

渡辺喜美公務員制度改革担当大臣、大野松茂内閣官房副長官、岩城光英内閣官房副長官、山本明彦内閣府副大臣、福井良次行政改革推進本部事務局長、江澤岸生行政改革推進本部事務局次長、株丹達也行政改革推進本部事務局次長、藤井昭夫総務省人事・恩給局長、松永邦男総務省自治行政局公務員部長、小野晃厚生労働省政策統括官、川村卓雄人事院事務総局総括審議官

4 議事次第

- （1）開会
- （2）意見交換
- （3）閉会

5 議事の経過

「公務員の労働基本権のあり方について（報告）（案）」について、事務局より説明があった後、各委員から以下のような意見等があった。

- ・ 基本的な方向性はこれで良いと思うが、「改革において留意すべき点」の書きぶりについて、公務でもできるだけ公務員でない者が担う方向にあるが、ここで考えるべきなのは、それでもなお残る公務員の基本権をどうするかということである。本来、民間で行うべきところに経過的に従事している公務員の基本権という話なら分かるが、ここで書いていることは論理的にうまく通じない。また、指定管理者制度を独立行政法人や国立大学法人と並べているが、両者の性格は異なっており、指定管理者は民間委託と並べるのではないか。また、この報告では、国・地方双方を対象としているが、使用者機関の確立など国をメインとしている感じがあるので、「終わりに」辺りで、地方に配慮するような記述がいるのではないか。

- 前回の意見を踏まえて修正されているが、先ほどの指摘のように論理的につながらないところがある。「はじめに」の「概ねの合意」とは何についてなのか。「個々の委員の意見も多岐にわたった」とされているが、例えば、協約締結権の問題がその中心であったことをはっきりさせて頂きたい。職員の範囲など検討事項が残っているにもかかわらず、合意が得られたとするのはおかしい。議論を整理したものとすれば、後は文言の調整で良い。社保庁の問題は、国家公務員の問題というより、地方事務官制度の欠陥が出てきたものと思われるし、大阪市については、使用者機関が明確なところで発生している。基本権の議論は必要であるが、社保庁や大阪市のその原点であるということは納得できない。「国における使用者機関の確立」となっているが、これは協約締結権の問題がはっきりしてから出てくる問題である。窓口の一本化は大事であるが、組織の一本化まで決まっていない。むしろ、「改革の具体化に当たり検討すべき論点」に入れるべき話である。説明責任の徹底は、当然の話であり、これを改革というのか。「改革において留意すべき点」において、最高裁が示すところの市場の抑制力の話とここで出てくる公開等の話は次元の違う話ではないか。
- 今の御意見に全て同意する。事実関係の調査も議論も不十分なこの段階で報告をまとめる必要はない。「はじめに」で、概ねの合意が得られた、となっているが、この案が委員の総意であるという事実はないと思うので、例えば、協約締結権の付与や使用者機関の一本化に賛成していない委員がいることを明記して頂かなければ誤解を与えることになる。最終的な結論として、報告に書かれているような内容にならないとは言わないが、大枠について整理した後でなければ、大きな制度の変更を結論づけられない。また、「改革の具体化に当たり検討すべき論点」の「国における使用者機関の確立」において、ここだけ「早急な検討が必要」とされている理由が分からない。この報告では、これまでの調査や議論を踏まえて結論と結びつける説明になっていないことは残念である。
- 4月に労使関係は改革の方向で見直すべきである、と確認して議論を進めてきたが、前回の素案より、改革すべきというトーンが弱くなっている。コストの話が「労使関係の自律性の確立」に入っているが、協約締結権付与によるコスト増はシミュレーション報告でも聞いていない。さらに「慎重に決断する必要がある」等々の文言を追加するのはいかがなものか。両論併記事項を含め、具体的検討のための課題があり、協議機関の設置の必要性について前回も申し上げたところであるが、これらのご判断は座長に一任したい。
- 最初の指摘に関し、「公務」を「公共サービス」に言い換えて、公共サービスの提供者が、制度的にも実態的にも多様化している、としておけば良いのではないか。ここで、将来的に残る公務員の基本権の話をする、彼らの制約の緩和は必要ない、という論理につながってくるが、そこまで

今の段階で言えないのではないか。

- ・ 市場の抑止力と労使交渉の透明性は確かに別の問題であるが、ここは、市場の抑止力が欠如しても、別途の抑止力が働くことにより、市場の抑止力の欠如の問題が緩和される可能性がある、ということではないか。文章でも可能性があると言っているだけで、何らかの根拠に基づいて言っているわけではない。また、財政民主主義など基本的な制約理由もなくなるわけではない。
- ・ 「改革において留意すべき点」においては、まず、議会制民主主義や財政民主主義の考え方は当然の制約理由であるとした上で、環境の変化について触れている。昔は公務員は地位が特殊で職務が公共的ということで、全ての公務員に議会制民主主義や財政民主主義が妥当するとしていたが、環境の変化により、その妥当性の範囲が狭くなっている、といえ良いのではないか。
- ・ ここまでの議論を聞いていると、民間も公務員も労働者全てに基本的人権が認められるという論点が出てこない。ここでは、議会制民主主義と財政民主主義の考え方を押さえた上で、環境の変化について述べており、この記述で問題ない。
- ・ 社保庁や大阪市の問題は、労使関係が悪かったわけではなく、ヒアリングでも労使関係は険悪でどうしようもないということではなかった。グローバル化や時代の変化がキーワードであり、国民や住民が納得できる結論が得られるような労使関係に改革すべきということである。
- ・ 「協約締結権が付与されない職員の取扱い」のところでは、現行の人事委員会のない自治体における国や都道府県の取扱いを参考に決定する方式と同様、とされているが、人事委員会があるところとないところの対象は同じであるのに対して、ここで言おうとしていることは、対象の集団の性格が違うので、この部分は削除した方がよいのではないか。

座長より、何らかの形でとりまとめをお願いしたいということに変わりはない。修正すると、また違う意見も出るので原案をできるだけ動かさない形で考えたいが、「改革において留意すべき点」については修正を行いたいとして、一部修正の提案があった。また、この修正を前提とした上で、報告案をとりまとめて良いか御意向を伺いたい、との発言に対し、各委員から以下のような意見等があった。

- ・ 全体としては、協約締結権まで与える枠組みまでは言えるのではないか。確かに付与した場合の各論の議論は足りないが、各論をやると逆に5年かかるような話なので、基本的な方向はこれで良いと思う。争議権は議論もしていないのと同然であり、方向性は揃っていないので、両論併記でよい。
- ・ 「概ねの合意」という表現は納得できないので、「一部の委員を除いて」と明記すべきである。このような会合で異論がある場合には、それを明記

するのが通常であると考えているが、専門調査会では、なぜ全体の合意があったのごとき表記をしなければならないのか理由を教えてください。発言は議事録に残すとのことであるが、議事録と報告書は一体をなすものではないので承服しかねる。

- ・ 先ほども申し上げたが、「概ねの合意」とは何か。はっきり方向が示されている部分についての合意はない。そこを避けるとすれば、議論を整理すると以下のようなになる、たとえば良いのではないか。素直にまとめれば良いので、わざわざ「合意」ということには反対である。
- ・ この報告でまとめるといって良いと思う。後半では、様々な意見があったことも盛り込まれており、必ずしも一本調子で結論付けているわけではない。
- ・ 問題点を指摘するときりがないが、これで良いのではないか。この報告の提言を実行して初めて専門調査会の役割が果たせるのであり、この後の検討の場を作ることが重要である。いろいろ問題もあるが、一步前に進めるということでは賛成したい。

以上の議論の結果、「公務員の労働基本権のあり方について（報告）（案）」が一部修正の上、了承された。その際、座長より、賛成しかねるという意見があったことは正確に伝えるようにしたい、との発言があった。

座長より、渡辺公務員制度改革担当大臣に「公務員の労働基本権のあり方について（報告）」を手交した。

渡辺公務員制度改革担当大臣より、以下の旨の発言があった。

1年3か月の間、15回にわたり、濃密な御議論を頂いた。私から4月に中間とりまとめのお願いをしたところ、座長はその要請を受け入れる決断をして頂いた。各委員におかれても中間とりまとめ、10月の出口に向かって積極的にご議論頂いたことに大変感謝している。報告では、一定の非現業職員に協約締結権を付与し、第三者機関による勧告制度を廃止するとされ、争議権、団結権の問題については両論併記とされている。今度は、政治に大きな課題が託された。この報告を受け、政府内部で方針を決め、政府・与党で協議を行い、さらに、先の参議院選挙で国会にはねじれが起きているが、国会に公務員制度改革のプログラム法として来年の通常国会の中で基本権問題が議論されることになる。専門調査会での議論を基により良い公務員制度を実現するためこれからの議論を進めていきたい。

以上

<文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>